

公益社団法人日本生体医工学会定款

（昭和49年4月26日設立総会議決）
（昭和50年3月15日文部省認可）
（昭和50年4月26日通常総会一部改正）
（昭和52年4月26日通常総会一部改正）
（昭和55年5月9日通常総会一部改正）
（昭和59年4月30日通常総会一部改正）
（平成4年5月4日通常総会一部改正）
（平成7年5月9日通常総会一部改正）
（平成12年10月26日臨時総会一部改正）
（平成17年4月26日通常総会一部改正）
（平成22年6月25日通常総会一部改正）
（平成23年4月29日通常総会一部改正）
（平成26年6月24日通常総会一部改正）
（平成27年5月8日通常総会一部改正）
（平成28年1月22日臨時総会一部改正）
（平成28年6月17日通常総会一部改正）
（平成29年5月3日臨時総会一部改正）
（令和6年1月31日臨時総会一部改正）
（令和7年6月24日通常総会一部改正）

第1章 総 則

（名称）

第1条 この法人は、公益社団法人日本生体医工学会と称する。
2 この法人の英文名は、Japanese Society for Medical and Biological Engineering（J S M B E）とする。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を富山県富山市に置く。
第3条 この法人は、総会の議決を経て必要の地に支部を置く。
2 支部にはそれぞれ支部長を置く。
3 支部の組織及び運営に関して必要な事項は理事会においてこれを定める。

第2章 目的及び事業

（目的）

第4条 この法人は、医学、生物学における電子工学、機械工学、情報工学等の方法、及び工学における医学、生物学的知見の応用に関する研究の発展、知識の交流及び社会における事業の振興をはかることを目的とする。

（事業）

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1）定期大会、専門別研究会、講演会、討論会、見学会、講習会等の開催
2）学会機関誌及び学術図書の刊行
3）国際医用生体工学連合（英文名、International Federation for Medical and Biological Engineering）への加盟による連携活動
4）内外の関連諸学協会との連絡並びに協力活動
5）この法人の対象とする領域における用品の規格制定に関する協力活動及び用語の統一に関する活動
6）研究の奨励、助成及び研究業績の表彰
7）この法人の対象とする領域における技術の調査研究並びに広報・啓発活動
8）この法人の対象とする領域における技術に関する実力試験

と資格認定事業

9）その他この法人の目的を達成するために必要な事業
2 前項の事業は日本全国において行うものとする。

第3章 会員及び代議員

（会員・社員）

第6条 この法人は、次の種類の会員をもって構成する。

- 1）正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の対象とする領域又はそれと関連ある領域において専門の学識、技術又は経験を有する者
- 2）準会員 この法人の目的に賛同し、この法人の対象とする領域に学術的に関心がある者
- 3）維持会員 この法人の目的に賛同し、事業を後援する個人、法人又は団体
- 4）名誉会員 この法人の対象とする領域において特別の功績があり、理事会の議決を経て推薦された者
- 2 この法人の社員は、概ね正会員10人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、法人法という）上の社員とする。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、11月ないし12月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。
- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - 1）当該候補者が補欠の代議員である旨
 - 2）当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - 3）同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 9 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様にこの法人に対して行使することができる。
 - 1）法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - 2）法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - 3）法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - 4）法人法第50条6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - 5）法人法第51条4項及び第52条5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）

- 6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- 7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表の閲覧等）
- 8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等等）
- 10 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

（会員の資格の取得）

- 第7条 この法人の正会員、準会員又は維持会員になろうとする者は、入会金及び会費を添えて所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 2 前項の申込みがあったときは、理事会において会員資格の認定を行い、速やかにその結果を通知しなければならない。
- 3 会員種別の変更については理事会の承認を不要とし、その手続きについては別途定める。

（経費の負担）

- 第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。
- 2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
- 3 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があってもこれを返還しないものとする。

（休会）

- 第9条 この法人の会員で休会しようとする者は、所定の休会願を理事長に提出し、理事会の承認が得られた場合に休会することができる。
- 2 ただし、休会は1年更新とし、次年度の休会願が提出されない場合、自動的に復会となる。

（退会）

- 第10条 この法人の会員で退会しようとする者は、所定の退会届を理事長に提出して退会することができる。

（除名）

- 第11条 この法人の会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決を経てこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。
- 1) この法人の会員としての義務に違反したとき
- 2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為のあったとき
- 3) その他除名すべき正当な事由があるとき

（会員資格の喪失）

- 第12条 前2条の場合のほか、この法人の会員は、次のいずれかに該当するにいたったときは、その資格を喪失する。
- 1) 死亡、失踪宣告並びに団体会員にあってはその団体の解散
- 2) 会費を1年以上滞納したとき
- 3) 総社員が同意したとき
- 2 代議員である正会員が会員資格を喪失したときは、代議員資格も喪失するものとする。

第4章 社員総会
（構成）

- 第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（権限）

- 第14条 社員総会は、次の事項について議決する。
- 1) 会員の除名
- 2) 理事及び監事の選任又は解任
- 3) 理事及び監事の報酬等の額
- 4) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）
- 5) 定款の変更
- 6) 解散及び残余財産の処分
- 7) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

（開催）

- 第15条 定時社員総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 2 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

（招集）

- 第16条 定時社員総会は、理事会の議決により理事長が招集する。
- 2 臨時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決により理事長が招集する。
- 3 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、法令に別段の定めがある場合を除き、6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

（招集通知）

- 第17条 社員総会の招集は、14日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

（議長）

- 第18条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決権）

- 第19条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

（決議）

- 第20条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 正会員は、社員総会に出席し発言することができる。
- 3 次の決議は、社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- 1) 会員の除名
- 2) 監事の解任
- 3) 定款の変更
- 4) 解散
- 5) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席者代表2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

3 総会の議事の要領及び議決した事項は会員に通知する。

第5章 役員等

（役員の設置）

第22条 この法人には、次の役員を置く。

1）理事長 1名

2）副理事長 2名

3）理事 17名以上21名以内（理事長および副理事長を含む）

4）監事 3名

2 この法人は、理事長をもって、法人法に規定する代表理事とし、各会務を担当する理事をもってそれぞれの会務に関する業務執行理事とする。

3 理事のうち、特定の理事とその親族その他特殊の関係がある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 監事には、理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

6 第3項及び前項の親族その他特殊の関係がある者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

1）役員の親族

2）役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

3）役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者

4）2）又は3）に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしている者

5）次に掲げる法人の法人税法第2条第15号に規定する役員（イにおいて「会社役員」という。）又は使用人である者
イ 役員が会社役員となっている他の法人

ロ 役員及び1）から4）までに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

（役員の選任）

第23条 理事及び監事は、毎年半数を、社員総会の決議によって選任する。

2 理事及び監事を選任する定時社員総会が開催される年の4月1日に、満65歳を越える者は、理事および監事の候補者となることはできない。

3 理事長および副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐する。理事長に事故あるとき、または欠けたときには、理事会より委託を受けた内容に従い、その業務執行に関わる職務を代行する。

4 理事長および業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。

1）理事の職務執行の状況を監査し、また、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること

2）この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること

3）社員総会及び理事会に出席し、意見を述べること

4）その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

（役員の任期）

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。

2 補欠または増員により選任された理事の任期は、前任者または現任者の残任期間と同一とする。

3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

4 理事又は監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。この場合、社員総会で議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

（役員の報酬）

第28条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

（取引の制限）

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

1）自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

2）自己又は第三者のためにするこの法人との取引

3）この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

（責任の免除又は限定）

第30条 この法人は、役員の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、理事（業務執行理事又は使用人でないものに限る。）及び監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と

法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会 (構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- 1) この法人の業務執行の決定
 - 2) 理事の職務の執行の監督
 - 3) 理事長・副理事長の選定及び解職
 - 2 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。
- 第33条 理事会は次に掲げる事項など重要な業務執行の決定を各理事に委任できない。
- 1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - 2) 多額の借財
 - 3) 重要な使用人(事務局長など)の選任及び解任
 - 4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 5) 公益社団法人の業務の適正を確保するための体制整備

(招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき、又は理事から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、理事長とする。

3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会は、理事現在数の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

2 理事会の議事は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名の上、これを保存する。

第7章 資産及び会計 (財産)

第37条 この法人の資産を分けて、基本財産及びその他財産の2種とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

3 前項の基本財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

4 その他の財産は、基本財産以外の資産とする。

5 寄附金品であって、寄附者の指定のあるものは、その指定に従う

第38条 この法人の事業遂行に要する費用は入会金、会費、事業に伴う収入及び資産から生ずる収入等の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度開始前に理事長が編成し、理事会の承認を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後3カ月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。

- 1) 事業報告
- 2) 事業報告の附属明細書
- 3) 貸借対照表
- 4) 損益計算書(活動計算書)
- 5) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の附属明細書
- 6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 1) 監査報告
- 2) 理事及び監事の名簿
- 3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第42条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会及び社員総会の議決を経なければならない。

(借入金)

第43条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、この事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数および総社員の各々3分の2以上の議決を経なければならない。

(剰余金の分配)

第44条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の賛成によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、社員総会における総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上の賛成決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第48条 この法人の清算に伴う残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第49条 この法人の公告は、電子公告の方法により行ふ。電子公告の方法による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合には、官報に掲載する。

第10章 事務局及び職員

第50条 この法人の事務を処理するため事務局及び職員を置く。

2 事務局長ならびに重要な使用人については、理事会が任命する。また、その他職員は理事長が任命する。

第11章 補則

第51条 この定款施行についての細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

1 この定款の変更は、変更の議決を行つた社員総会の翌日から施行する。ただし、第14条及び41条の損益計算書の名称変更については公益法人会計基準(令和6年12月20日 内閣府公益認定等委員会)を適用する事業年度開始の日から施行する。

基本財産管理規程

2016年1月22日制定

（目 的）

第1条 この規程は、この法人の基本財産の取得、維持、保存及び運用（以下、「管理」という。）並びに処分についての必要な事項を定める。

（適用範囲）

第2条 定款に定めのあるものを除き、基本財産の管理及び処分については、この規程の定めるところによる。

（定義）

第3条 本規程で「基本財産」とは、以下に掲げるものをいう。

- 1) 理事会で基本財産とすることを議決した財産

- 2) 設立日以後に基本財産として寄付された財産

（管理責任者）

第4条 基本財産の管理責任者は、理事長とする。

（基本財産の管理方式）

第5条 基本財産等のうち、現金は、確実な銀行に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国公債等確実な有価証券にかえて保管するものとする。

2 基本財産は、危険の分散を図るため、特定の金融機関の預貯金や特定の有価証券などに過度に集中した管理運用を行わないものとする。

（基本財産の処分）

第6条 当法人の基本財産にあつては、当法人の経営・収支状況に照らし、やむを得ないと認められる理由がある場合に限り、処分または担保に提供することができる。

2 前項の処分または担保提供については、理事会において議決に加わることの出来る理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

（基本財産等の果実）

第7条 基本財産から生ずる果実は、管理費に充当するものとする。

（理事会の関与）

第8条 基本財産の管理運用方法については、毎事業年度ごとに理事会の議決により定め、理事長は、その議決された方法に従い、管理運用を行うものとする。

2 理事長は、基本財産の運用替えを行つた際には、直後の理事会に報告し、その承認を得るものとする。

（情報の収集等）

第9条 基本財産の保全を図るため、事務を担当する職員は、金融機関の信用情報など必要な情報の収集を行い、これを理事長及び役員に報告するものとする。

（規程の変更）

第10条 この規程の変更は、社員総会の議決による。

附則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別細則等により定める。